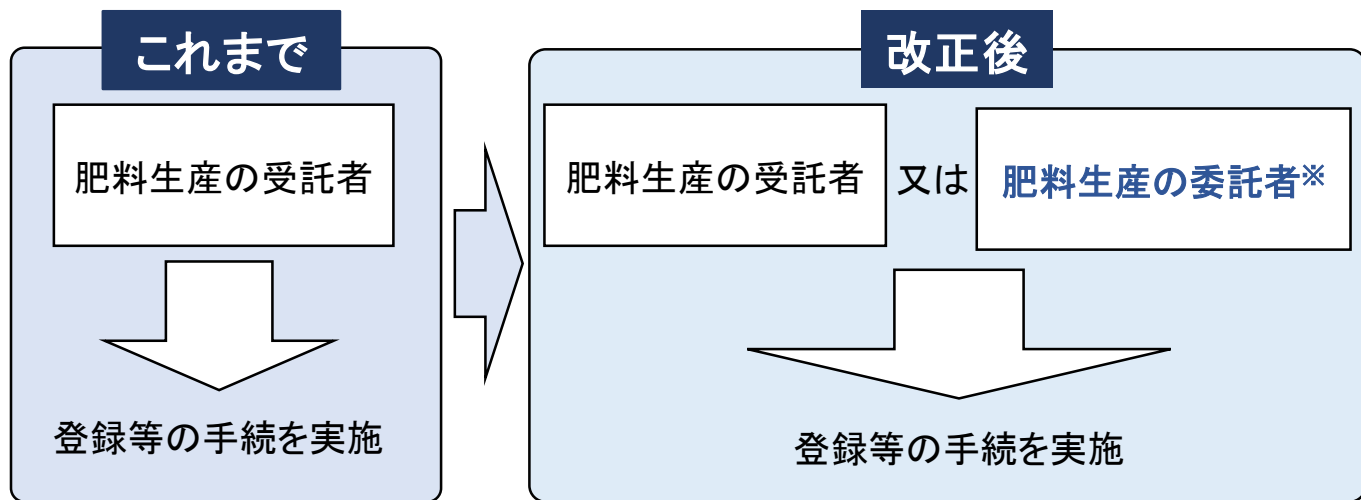


肥料生産業者の皆様へ

平成30年8月29日より、他者の設備を活用し肥料の委託生産を行う場合、委託者が登録・届出の手続を行えるようになりました。



※右記を満たす場合に
限ります。

- ✓ 委託者の指図に基づく肥料の生産であること。
- ✓ 委託により受託者が生産した肥料は、**全て委託者に譲渡**すること。

委託者が登録等を行う場合に必要となる手続の主なポイント

- ✓ 登録申請等の時までに**委託生産届出書**と**委託契約書**を提出してください。
- ✓ 委託生産届出事項を変更する場合は、**変更届出書**を提出してください。
- ✓ 委託生産が終了した場合は、**廃止届出書**を提出してください。

<提出先>

- ✓ 農林水産大臣へ手続を行う肥料：委託者または生産する事業場の所在地を管轄する各地方農政局等
- ✓ 都道府県知事へ手続を行う肥料：都道府県肥料取締担当部署

届出の様式や手続の流れの詳細などは
右記URLから通知やQ&Aを御覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/180829.html

